

垂水市長 尾 脇 雅 弥 様

垂水市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 井 上 順 夫

垂水市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年8月6日付け垂総第5890号により諮問のあった件について、次のとおり  
答申する。

## 第1 審査会の結論

垂水市長（以下「実施機関」という。）が行った、垂水市〇〇〇〇〇〇〇-  
〇に隣接する道路、水路に関する公文書が不存在のため不開示とした決定及び  
垂水市〇〇字〇〇地区及び〇〇地区の農地災害復旧申請書、隣地荒廃防止事業  
に関する承諾書等を部分開示とした決定は、妥当である。

## 第2 審査請求に至る経緯

### 1 情報公開請求

審査請求人は、平成30年12月25日付けで、垂水市情報公開条例（平成13年条  
例第1号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関へ次のとお  
り公文書開示請求を行った。

- (1) 垂水市〇〇字〇〇〇〇〇-〇に隣接する道路、水路の工事の図面と業者名  
がわかる書類（以下「本件請求①」という。）
- (2) 垂水市〇〇字〇〇〇〇〇-〇に隣接する道路、水路の所有者、管理者がわ  
かる書類（以下「本件請求②」という。）
- (3) 垂水市〇〇字〇〇〇〇〇-〇に隣接する道路名がわかる書類（以下「本件  
請求③」という。）
- (4) 垂水市〇〇字〇〇地区及び〇〇地区の農地災害復旧工事にかかる農地災  
害復旧申請書の日付と地番（以下「本件請求④」という。）
- (5) 垂水市〇〇字〇〇地区の治山事業にかかる土地立入承諾書、土地使用承諾  
書、保安林指定承諾書の地番（以下「本件請求⑤」という。）

## 2 不開示決定及び部分開示決定

実施機関は、本件請求①から本件請求③について、該当する公文書が存在しないため、条例第10条第2項の規定により不開示決定とした。また、本件請求④及び本件請求⑤について、次の表のとおり公文書を特定し、部分開示決定を行った。

	公文書名	不開示部分	不開示理由
本件請求④	平成28年台風16号災による農地災害復旧申請書(垂水市〇〇字〇〇地区及び〇〇地区)	申請者の住所、氏名、電話番号、災害復旧の対象農地の大字、字、地番、地目、面積、申請の日付	条例第7条第1号「個人に関する情報」に該当するため
本件請求⑤	平成28年度からの隣地荒廃防止事業に関する土地立入承諾書、土地使用承諾書、保安林指定承諾書(垂水市〇〇字〇〇地内)	土地所有者の住所、氏名、所有する土地の地番、面積、承諾の日付	条例第7条第1号「個人に関する情報」に該当するため

実施機関は、平成31年1月24日付け垂農林第4730号により不開示決定及び部分開示決定（以下、「本件処分」という。）を審査請求人に対し通知した。

## 3 審査請求

審査請求人は、実施機関が行った本件処分に対し、平成31年4月23日付けで審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第6条の規定に基づく開示請求に対し、実施機関が行った本件処分について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

- (1) 不開示決定について、該当する文書が不存在のためとあるが、関係書類が1枚もなく、工事に関することが何一つわからない。全て処分済みなのか、取扱いがないのかを回答していただきたい。

- (2) 部分開示決定について、条例第7条第1項個人に関する情報に該当するため部分開示するとあるが、申請書等の日付まで不開示とされたが、自筆による日付であるからといって、個人に関する情報に該当するとは思えない。また、他の部分も書類によっては不開示部分に違いがある。

#### 第4 実施機関の主張要旨

##### 1 本件請求①から本件請求③の公文書不存在について

垂水市〇〇〇〇〇〇〇-〇に隣接する道路については、鹿児島県河川である河崎川の堤防及び管理道路であり、利便上、地域住民の生活道路、農業用耕作道路として使用している道路である。現在、本市においてこの道路についての開設時の資料等は保有していないため、不開示とした。

##### 2 本件請求④及び本件請求⑤の部分開示決定について

本件対象文書のうち、住所、氏名、電話番号、土地の地番、面積については、特定の個人を識別することができるものであり、また、申請日を含め自筆の部分に関しては、垂水市〇〇字〇〇地区、〇〇地区の限られた地域の申請人又は承諾人であることから、筆跡により特定の個人を識別することは容易である。よって、条例第7条第1号の個人に関する情報に該当することから、部分開示とした。

#### 第5 審査会の経過

当審査会における審査の経過は、次のとおりである

令和元年8月6日	諮問書受理
令和元年9月26日	審査会開催（第1回） 実施機関から説明聴取

#### 第6 審査会の判断

##### 1 基本的な考え方

条例の趣旨は、第1条に規定されているように、市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、市政運営の公開性の向上を図り、市の諸活動を市民に説明する義務が全うされるようにし、公正で開かれた市政の実現に寄与しようとするものである。しかしながら、条例第7条本文において、開示請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、その情報を不開示としている。この第7条各号が定め

る情報のいずれかに該当するか否かの判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、厳正になされなければならない。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、本件処分に係る公文書不存在的の妥当性及び条例第7条第1号の該当性について審査、検討する。

## 2 公文書不存在的について

当審査会が実施機関からの説明聴取及び調査を行ったところ、本件請求①から本件請求③に係る垂水市〇〇〇〇〇〇〇-〇に隣接する道路、水路とは、鹿児島県が所管する鹿児島県河川である河崎川の堤防及び管理道路であるため、当該道路に関する公文書は、作成又は取得していないとのことであり、対象文書の存在を確認することはできなかった。また、実施機関の説明に特段の不合理的な点は認められず、鹿児島県河川に関する公文書を管轄外である実施機関が保有していなくとも、何ら疑問もないものとされる。

よって、実施機関が公文書を保有していないとして、不存在的による不開示とした決定は妥当である。

## 3 条例第7条第1号該当性について

- (1) 条例第7条第1号では、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」については、原則公開しないことができると規定しているが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、同号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。
- (2) 本件請求④における公文書について、農地災害復旧申請者の住所、氏名、電話番号は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号本文に該当する。

次に、災害復旧の対象農地の大字、字、地番、地目、面積、申請の日付は、農地災害復旧申請者本人が自筆で記入したものである。一般に、筆跡は個人ごとに異なるので、これらを公にすると、日頃から農地災害復旧申請者の筆跡を見る機会のある近親者や地域の関係者等一定範囲の者には、他の情報と照合することにより、対象文書の申請者が誰であるかを識別することは可能である。よって、同号本文に該当するものと判断する。

- (3) 本件請求⑤における文書に記録されている土地所有者の住所、氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号本文に該当する。

次に、所有する土地の地番、面積は、公にすると土地登記簿に記録されている情報等と照合することにより、当該土地の所有者の氏名及び住所が容易に推測され、特定の個人を識別することができるものであることから、同号本文に該当するものと判断する。さらに、承諾の日付については、前段でも記述したとおり、自筆で記入したものは、日頃から申請者の筆跡を見る機会のある近親者や地域の関係者等一定範囲の者には、他の情報と照合することにより、対象文書の申請者が誰であるかを識別することは可能であるため、同号本文に該当するものと判断する。

- (4) なお、本件請求④及び本件請求⑤の不開示とした部分は、本号ただし書のいずれにも該当しないことから、実施機関が部分開示とした決定は妥当である。

#### 4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

垂水市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 井 上 順 夫

委 員 大 野 友 也

委 員 白 木 修 文